

資料1

宇部市教育委員会規程第 号

宇部市学校給食運営委員会規程（平成十三年教育委員会規程第二号）の一部を次のように改める。

平成二十九年 月 日

宇部市教育委員会教育長 野 口 政 吾

第五条中「二年」を「二年」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年七月一日から施行する。

宇部市学校給食運営委員会委員名簿

平成29年7月1日～平成31年6月30日

機関・団体名	役職名等	氏名	新・継	備考
PTA連合会	藤山小学校	岡本恵美	継	
PTA連合会	常盤小学校	谷早苗	新	
PTA連合会	桃山中学校	吉村真実	継	
PTA連合会	上宇部中学校	小林牧子	新	
学校薬剤師会	(宇部市薬剤師会)	尾家文子	継	
宇部健康福祉センター	(県宇部健康福祉センター)	田中雅樹	継	
小学校長会	神原小学校長	福井雅子	新	
小学校長会	琴芝小学校長	藤川信利	新	
中学校長会	上宇部中学校長	師井浩二	継	
中学校長会	厚東川中学校長	河村宏子	継	
栄養教諭・学校栄養職員連絡協議会	西岐波小学校栄養教諭	藤本幸子	新	
教育委員会事務局	教育次長	唐沢陽司	継	
教育委員会事務局	学校教育課指導主事	村田和昌	継	
教育委員会事務局	西岐波学校給食共同調理場所長	師井隆之	継	
教育委員会事務局	厚南学校給食共同調理場所長	村田英二	継	

資料

宇部市いじめ問題調査委員会名簿

平成29年(2017年)7月1日

		所 属	氏 名	性別	備 考
1	委 員	宇部市医師会	水木 章夫	男	神経内科 医師
2	委 員	山口県弁護士会 宇部地区会	大江 公哉	男	弁護士
3	委 員	山口県臨床心理士会	松尾 尚子	女	臨床心理士
4	委 員	山口県社会福祉士会	吉村 直美	女	社会福祉士
5	委 員	山口大学教育学部	和泉 研二	男	教育学部 副学 部長 教授

事務局 宇部市教育委員会 学校安心支援室 学校教育課

資料4

宇部市教育委員会規則第 号

宇部市立小中学校管理規則（昭和三十二年教育委員会規則第五号）の一部を次のように改める。

平成二十九年 月 日

宇部市教育委員会教育長 野 口 政 吾

第十二条第八項を「事務職員は、事務をつかさどる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用する。

宇部市学校運営協議会規則（改正案）	宇部市学校運営協議会規則（現行）
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第四十七条の六の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第二条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宇部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等が学校運営への適切な参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、地域のニーズを迅速かつ的確に反映させるとともに、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組むことを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第三条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2 設置校の名称は「コミュニティ・スクール」とする。 (平二三教委規則一・一部改正)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第四十七条の五の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第二条 協議会は、学校運営に関して宇部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等が学校運営への適切な参画と連携強化を図ることにより、地域のニーズを迅速かつ的確に反映させるとともに、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組むことを目的とする。</p> <p>(指定)</p> <p>第三条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。</p> <p>2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>3 指定の期間は、二年とし、再指定することができる。</p> <p>4 設置校の名称は「コミュニティ・スクール」とする。 (平二三教委規則一・一部改正)</p>

(所掌事項)

第四条 校長は、次の各号に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育目標及び経営方針
- 二 教育課程の編成に関する基本方針
- 三 その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た前項各号に掲げる基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(委員)

第五条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、設置校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。

- 一 当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- 二 当該学校の所在する地域の住民
- 三 設置校の運営に資する活動を行う者
- 四 学校関係者
- 五 学識経験者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項に定める非常勤職員とする。

(所掌事項)

第四条 校長は、次の各号に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育目標及び経営方針
- 二 教育課程の編成に関する基本方針
- 三 その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た前項各号に掲げる基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(委員)

第五条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、設置校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。

- 一 保護者
- 二 地域住民
- 三 学校関係者
- 四 学識経験者
- 五 関係行政機関の職員
- 六 その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項に定める非常勤職員とする。

(委員の任期)

第六条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第三項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - 三 その他、協議会及び設置校の運営に支障を来す言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第八条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、委員の中から、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

(委員の任期)

第六条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第三項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(守秘義務等)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - 三 その他、協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第八条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、委員の中から、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第九条 協議会の会議は、会長が校長と協議の上招集し、議事を掌る。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。
- 6 校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があるときは、職員を出席させることができる。

(運営についての意見)

第十条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(運営への参画促進等のための情報提供)

第十一条 協議会は、設置校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力及び参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、設置校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- 1 設置校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、設置校の所在する地域の住民、設置校に在籍する児童、生徒の保護者等の理解を深めること

第九条 協議会の会議は、会長が校長と協議の上招集し、議事を掌る。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。
- 6 校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があるときは、職員を出席させることができる。

(運営についての意見)

第十条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。

- 2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(運営への参画)

第十一条 協議会は、設置校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力及び参画等が促進されるよう努めるものとする。

二 設置校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(運営に関する評価)

第十二条 協議会は、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況を適切に把握するとともに、必要に応じて協議会及び校長に対して、指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって設置校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(委員の解任)

第十四条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- 一 第七条の義務に違反したとき。

(運営に関する評価と情報提供)

第十二条 協議会は、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(指導及び助言)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況を適切に把握するとともに、必要に応じて協議会及び校長に対して、指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第十四条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- 一 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- 二 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- 三 その他、設置校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第十五条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- 一 第七条の義務に違反したとき。

二 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

三 その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第十五条 協議会の事務局は、設置校に置く。

(その他)

第十六条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十三年九月一日教委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年十一月十五日教委規則第三号)

この規則は、十二月一日から施行する。

附 則(平成二十九年 月 日教委規則第 号)

この規則は、 月 日から施行する。

二 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

三 その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第十六条 協議会の事務局は、設置校に置く。

(その他)

第十七条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十三年九月一日教委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年十一月十五日教委規則第三号)

この規則は、十二月一日から施行する。

平成29年度 学校運営協議会委員一覧(小学校)

1	東岐波小	寿恵村 泰生	吉村 修	林 嘉一	後藤 孝	梅田 芳子	入江 聡	折口 崇寛	本多 光代	河本 政之	山根 寛		
		東岐波里海再生の会代表	東岐波社会福祉協議会会長	東岐波郷土史研究会代表	GOPPOええぞなクラブ理事	東岐波小学校主任児童委員	双葉保育園園長	東岐波校区子ども会育成連絡協議会会長	東岐波ふれあいセンター館長	東岐波中学校教頭	東岐波小PTA副会長		
2	西岐波小	中村 達章	井原 八郎	中野 リエ子	早川 加代子	古谷 宏美	中村 英雄	河口 勉	岩本 美和	谷口 政仁			
		校区コミュニティ推進協議会会長	自治会連合会会長	婦人会連絡協議会会長・元教員	たちばな幼稚園園長	元PTA役員	西岐波市民センター所長	PTA会長	PTA副会長	西岐波中学校校長			
3	恩田小	竹内 俊文	中尾 敏明	末田 英明	林 孝子	長谷川 耕二	氏原 秀城	宇根見 大介	桑田 晶子	石川 悦子	黒瀬 泰樹		
		校区コミュニティ推進協議会会長	交通安全協会恩田分会長	恩田ふれあいセンター館長	恩田校区主任児童委員	常盤中PTA会長	恩田小前PTA会長	恩田小PTA会長	恩田小元PTA副会長 恩田ふれあいセンター職員	恩田ふれあいセンターボランティア	常盤中学校教頭		
4	上宇部小	中川 宏夫	藤井 力	林 宏次	赤田 博夫	浅田 宏之	長尾 徳子	師井 浩二	中島 勝行	大前 則江			
		山口県スポーツ少年団指導者協議会元会長	上宇部小学校PTA会長	上宇部小学校PTA副会長	上宇部ふれあいセンター館長	上宇部自治会連合会会長	上宇部校区子ども会育成連絡協議会会長	上宇部中学校校長	上宇部校区コミュニティ推進協議会会長	上宇部ふれあいセンター囃子職員			
5	岬小	谷本 吉雄	木下 健次郎	下石 真樹男	西川 三代子	大迫 明郎	伊藤 俊一	藤波 積	菊川 英治	松井 恵子	中山 昭乗	黒瀬 泰樹	秋本 信敏
		岬小学校見守り隊長	岬校区自治会連合会副会長	岬校区民生委員主任児童委員連絡協議会会長	山口県老人クラブ連合会会長	岬ふれあいセンター 館長	岬校区子ども委員会委員長	岬校区コミュニティ協議会会長	岬校区文化体育連絡協議会会長	岬校区ふれあい運動推進員事務局長	法泉寺保育園 園長	常盤中学校 教頭	岬小PTA会長
		石川 敬久	山本 紀子										
6	見初小	梅田 寛	松下 孝明	榎富 清美	関 勝治	舛富 美代子	藤本 直美	関 正紀	渡壁 輝正	東 良輔	厚東 貴美子		
		自治会長 人権教育推進委員会会長	見初小学校教育後援会長	民生委員	統合準備協議会委員	交通安全推進委員会会長	ふれあい運動推進員会長	見初小育友会長	自治会長	交通安全推進委員	神原中学校 校長		
7	琴芝小	井上 博己	石原 孝行	藤井 恵子	杉野 英俊	福重 明美	中村 潤之介	岸下 明子	後藤 宣孝	深野 晃宏	師井 浩二		
		校区コミュニティ推進協議会会長 自治会連合会会長	琴芝校区社会福祉協議会会長	琴芝校区婦人連絡協議会会長	琴芝ふれあいセンター館長	琴芝校区地域活動協議会会長	琴芝小学校PTA会長	琴芝小学校PTA副会長	琴芝小学校PTA副会長	琴芝小学校PTA副会長	上宇部中学校校長		
8	神原小	福田 幸三	松戸 芳明	林 香澄	松下 恭子	藤井 尊介	山根 輝久	福重 敏恵	櫻井 知徳	厚東 貴美子			
		校区自治会連合会会長	校区自治会連合会副会長	校区民生児童委員協議会副会長	地域活動連絡協議会副会長	神原ふれあいセンター館長	校区スポーツ指導委員	校区民生児童委員協議会副会長	神原小学校PTA会長	神原中学校 校長			
9	新川小	若本 良隆	宮原 洋子	篠原 正幸	橋本 雄二郎	蛭子 健太郎	藤笠 裕子	河村 真理子	貞永 貴司	久保 晴宣			
		新川校区コミュニティ推進協議会会長	元主任児童委員	新川ふれあいセンター館長	新川小元PTA会長	新川小PTA会長	学校運営協議会地域コーディネーター	宇部市立新川保育園長	桃山中学校校長	小羽山小学校校長			
10	鵜ノ島小	熊谷 直久	室井 康人	三好 ちづゑ	藤原 義祐	片岡 直子	加藤 節子	藤田 重治	松原 直美	海頭 巖	麻生 都	濱田 幸一	
		校区子ども委員会会長	交通安全協会鵜の島分会会長	学識経験者	校区連合むつみ会会長	自治会婦人部会長	校区人権教育推進協議会会長	鵜ノ島小学校PTA会長	鵜ノ島ふれあいセンター職員	藤山中学校校長	ふれあい運動推進委員会会長 民生委員	子ども会育成連絡協議会会長	
11	藤山小	伊藤 一統	松永 勝	岩村 豊	田中 孝夫	三元 俊美	西山 剛	藤田 和代	盛重 佳孝	内田 小百合	西田 豊	河野 由美子	河内 律子
		宇部フロンティア大学短期大学部教授	藤山校区コミュニティ運営協議会会長	藤山ふれあいセンター館長	藤山子ども委員会会長	民生児童委員協議会会長	藤山中学校育友会会長	藤山校区子ども会育成連絡協議会会長	藤山小学校育成会会長	藤山小学校育成会副会長	藤山小学校教育後援会会長	地域教育部会代表	家庭教育部会代表
		海頭 巖	山本 ひで子										
12	厚南小	松永 茂夫	河村 真治	山本 泰彦	高橋 利子	矢橋 修	中山 節男	山本 洋伸	宮原 友次	中谷 卓也	戸倉 昇	縄田 友弘	末富 久勝
		教育後援会会長・厚南校区自治会連合会会長	宇部市厚南会館 館長	厚南地区人権教育推進委員協議会会長	厚南地区社会福祉協議会会長	放課後子ども教室運営協議会会長	交通安全協会厚南分会会長	厚南地区地域活動「母親クラブ」会長	主任児童委員	小中連携コーディネーター	宇部鴻城高等学校付属幼稚園園長	厚南保育園園長	厚南中学校 校長
		川崎 裕美	田辺 義和	松森 文樹	大橋 勉	佐野 美和	廣石 美由紀	藤本 千鶴					
		厚南小学校PTA会長	厚南小学校PTA副会長	厚南小学校PTA副会長	厚南小学校PTA副会長	厚南小学校PTA副会長	厚南小学校PTA副会長	厚南小学校PTA副会長					

平成29年度 学校運営協議会委員一覧(小学校)

13	原小	縄田 敏明	松原 剛	峰重 一洋	室重 守	利重 征史	片岡 伸也	西山 育三	鶴永 幸彦	石川 浩之	本田 美智子	水野 恵子	松永 和代
		校区人権教育推進委員協議会会長	PTA役員	PTA役員	自治会連合会会長	校区子ども委員会会長	校区根っこの会会長	校区体育振興会会長	黒石中学校長	原市民センター地域・保健福祉支援チーム主任	原中央幼稚園園長	原保育園園長	地域活動(母親クラブ)委員
14	厚東小	小林 征和	上原 久幸	内藤 正仁	小林 薫	小林 範子	和田 一成	津田 かおり	西村 秀治	浅上 勲	内田 昌代	杉野 武史	神田 貴子
		厚東地区コミュニティ推進協議会会長	校区人権教育推進委員協議会会長	元校区自治会連合会副会長	厚東市民センター所長	厚東校区人権教育推進委員	厚東子ども会会長	主任児童委員	元厚東小学校PTA会長	前厚東小学校PTA会長	元厚東小学校PTA副会長	厚東小学校PTA会長	厚東小学校PTA副会長
		河村 宏子											
		厚東中学校校長											
15	二俣瀬小	内藤 武頭	藤井 佑治	吉富 茂壽	林 和博	松谷 泰文	有田 宏子	松村 慶子	平松玲子	上田 敏彦	小林 大五郎	國清 智彰	光成 仁
		元校区社会福祉協議会会長	校区コミュニティ推進委員会会長	自治連合会会長	スポーツ推進委員 元校区自治会連合会副会長	二俣瀬市民センター所長 二俣瀬ふれあいセンター館長	民生児童委員	二俣瀬分会交通安全協会婦人部長	学童保育指導員	育友会会長	育友会副会長	子ども会会長	子ども会副会長
		河村 宏子											
		厚東中学校校長											
16	小野小	村谷 啓介	原田 清隆	藤田 久美子	末田 昭男	濱田 誠	原田 正之	平川 啓司	片山 民雄	重本 ひろみ	武田 尚文	河村 宏子	
		小野地区コミュニティ推進協議会会長	小野地区体育推進協議会会長	主任児童委員	厚東川中学校区教育後援会小野支部長	交通安全協会小野分会会長	小野校区子ども安全協議会会長	小野校区自治会連合会長	小野校区子ども会育成連絡協議会会長	教護会副会長	小野ふれあいセンター館長	厚東中学校校長	
17	常盤小	下園 敏男	野村 隆	松本 次朗	坂本 早苗	藤永 徹也	村野 司郎	原田 俊宏	渡邊 直伸	松本 由加里	谷口 政仁		
		常盤連合自治会長 後援会長	常盤校区コミュニティ推進協議会会長	校区人権教育推進委員協議会会長	常盤校区民生児童委員協議会副会長	わくわく常盤代表	常盤ふれあいセンター館長	常盤小学校OBOGの会会長	PTA会長	PTA副会長	西岐波中学校校長		
18	小羽山小	濱田 康昭	木下 昇	小林 利明	藤田 広子	小林 一夫	今西 雅幸	今西 綾子	小川 美保	大田 由加	高増 まゆ美	貞永 貴司	中村 美知生
		元小学校長	自治会連合会会長 小羽山小学校教育後援会 会長	見守り隊隊長	小羽山幼稚園園長	小羽山ふれあいセンター 館長	小羽山小PTA会長	小羽山小PTA副会長	小羽山小PTA副会長	小羽山小PTA副会長	小羽山小PTA副会長	桃山中学校校長	新川小学校校長
19	西宇部小	朝倉 孝吉	恵美須 囃夫	平川 悦士	藤本 一規	小川 善徳	室本 學	藤 秀幸	高橋 富美子	佐々木 巖	三隅 千賀恵	山根 昌子	末廣 裕子
		校区コミュニティ推進協議会会長	校区社会福祉協議会会長	校区人権教育推進協議会相談役	校区人権教育推進委員会会長	元芝生委員会委員長	西宇部ふれあいセンター館長	校区自治会連合会理事	校区社会福祉委員協議会会長	西宇部地区民生委員 指導委員会会長	校区女性の会サン・SUNメイト会長	校区ふれあい運動推進委員会監査	PTA副会長
		大空 勝徳	藤吉 香織	末富 久勝									
		校区子ども会育成協議会会長	西宇部小学校PTA	厚南中学校 校長									
20	川上小	松橋 美恵子	大塚 徹	米田 拓央	松村 繁勝	元永 明德	城戸 千賀子	酒井 憲一	田村賢二郎	神代 美代子	永岡 和弘	豊島 正行	
		民生児童委員協議会会長	校区コミュニティ推進協議会会長	PTA会長	川上ふれあいセンター館長	校区子ども会育成連絡協議会会長	ぱんだ保育園園長	川上中学校PTA会長	宇部市教育委員	交通安全協会川上分会顧問	校区交通指導員	川上中学校校長	
21	黒石小	有部 正治	山下 則芳	伊藤 勝	枝村 早人	上田 久美子	砂川 敏彦	三宅 立身	西藤 克己	大亀 恒芳	鶴永幸彦	小路 壮	上田 慶治
		自治会連合会会長	自治会連合会副会長	黒石自治会長	塩屋台自治会長	子ども会育成連絡協議会会長	交通安全協会黒石分会前会長	ふれあい運動推進委員会会長	黒石ふれあいセンター館長	厚南郷土史研究会事務局長	黒石中学校校長	PTA会長	PTA副会長
		小林 克紀	月足 隆	山崎 直美	野崎 秋	大亀 直美	中村 幸子	東村 了子	廣田 謹子				
		PTA副会長	PTA副会長	PTA副会長(学習支援ボランティア会長)	PTA副会長	PTA副会長(学習支援ボランティア副会長)	PTA副会長	読み聞かせの会会長	読み聞かせの会副会長				
22	吉部小	永見 富雄	大田 壮助	野村 清風	石田 守	吉田 昭	野村 敦	中村 理志	山根 紀子	山本 良美	川俣 人志	山本 千春	鶴山 浄真
		吉部地区体育振興会会長	夢ゆめクラブ吉部の郷代表者	吉部地区活性化推進協議会会長	吉部いきいきクラブ会長	吉部校区放課後子ども教室運営協議会会長	ふれあい運動推進委員会会長	吉部ふれあいセンター館長	読み聞かせボランティア	楠地区主任児童委員	吉部小学校PTA会長	吉部小学校PTA副会長	吉部小学校PTA
		篠田 弘子	高田 徹明										
		吉部学童保育指導員	楠中学校 校長										
23	万倉小	境 憲一	河本 尚子	河崎 文夫	畑口 眞理子	長村 一己	金子 進	矢原 久登	山本 眞也	岸田 久美	大田 純子	高田 徹明	
		コミュニティ・スポーツくすのき副会長	元民生児童委員	子ども委員会会長	万倉地区人権擁護委員	万倉ふれあいセンター館長	民生児童委員	コミュニティ推進協議会会長	老人クラブ連合会睦会役員	万倉小学校PTA副会長	万倉小学校PTA副会長	楠中学校 校長	
24	船木小	西岡 孝夫	和田 嘉之	山根 正明	山下 啓三	田村 敦義	吉田 多恵子	川上波津代	田邊 良子	山名 悦子	高田 徹明	藏本 敏明	縄田 智子
		自治会連合会会長	校区コミュニティ推進協議会副会長	船木ふれあいセンター館長	船木老人クラブ会長	地区コミュニティ推進協議会副会長	船木小学校元教諭	民生児童委員	民生児童委員	学習支援ボランティア	楠中学校 校長	船木小学校PTA会長	船木小学校PTA副会長

